

時事新報

第千二百五十三號
明治十九年四月十九日 月曜日
舊丙戌三月十六日 (己酉)
出版時間
日 出前六時三十分
月 出前七時三十分
年 出前八時三十分
西曆一千八百八十六年

時事新報

○時事新報社御用編輯部下設之新報代價部...
○時事新報社御用編輯部下設之新報代價部...
○時事新報社御用編輯部下設之新報代價部...

時事新報

南京米の受渡

目下東京米商會所にて限月米を賣買するの法は武藏中米を建米即ち米の價を知る爲めの標準本位と定め例へば肥後上米は建米より一石に付き四十錢上格、同中米は同格、同下米は三十錢下格等の格附を立て此格附を照して現米を受渡せしむるものとす斯くて向ふ二箇月三箇月を期して互に賣買の約定を爲す或は期限の未だ至らざる前に賣りては買ひ、買ては賣り買正しく平均して差引精算し盡すも有り或は約定期限に至り現米を受渡せるもの有り後の場合は現米検査人の鑑定を以て其米の格と定め格附表に照らして相授受せしむるを例とす然るに同會所規程にて三箇年以上の古米と陸稻、及び南京米は陸稻困難なりとの申分よて現に其受渡を禁ず由なり古米陸稻の事は姑く置き南京米の受渡を禁ずるの一事は我輩少く異論なきを得ず抑も彼の俗々南京米と稱するものは決して支那南京邊にて産する米に非ず我國人の外情に通せざる、當初此米の支那の方角より來り時支那人即ち俗間にいふ南京人の手と經るとあるが爲め目するが南京米と以てしたるならん所謂南京米、安南、暹羅、緬甸、印度等の地と産し産地の異なるが爲め品質に精粗あるは勿論、其形も丸丸あり細長き有り通例の南京米は日本米に比して目方凡そ一割の増量あり隨て之を炊きたる時の粗末方よる去り甚だ徳用なりとの事にて昨明治十八年中も南京米の輸入は十餘萬石元價六十七萬圓に上りたりと云ふ即ち彼の南京米は日本の市場に於て一廉の商品として通用す可き者なるが東京并各各地の米商會所よくは何故其受渡を禁ずるや南京米の産地品質と鑑定し難く其格附と定ると容易ならずと云ふが爲か現に英國倫敦の市場にては南京米の産地品質に因り凡そ十割計の格附を立て差支なく之を受渡せるに非ずや畢竟今の日本の米商が九で南京米の事と知らず此米は何れ地を産するや陸稻なるか水田米なるか收穫の費用は凡そ何程よまて之れと日本に輸入すれば其費用又何程なるや日本米の遠方に運送する間に動もれば其

味を變分分量を減去甚ざしき臭氣を生ずるとわれども南京米に此等思慮少きは何故なるや之れを掲ぐに日本流の白米水車等を用ゆるや或は西洋風の米搗機械を用ゆるや會て此の邊に注意したることも亦く況して其の米の産地品質如何に至つては漠然とて東西南北とも知らず恰も盲人色を判するが如き觀あるは畢竟古來の陋習、米商人は無學無識、米の取引を唯だ日本内への限りて東方亞細亞各國の品を我市場に引き集め以て米商賣の區域を廣くするの急に當りしが故あるんと雖も今や外國貿易と張るの急に當りては日本各地の米商會所も亦南京米の受渡を許さざるの事甚い難かざるが如し先づ手始めに南京米検査人を置き之を安南及び印度地方に派遣して實地に就き米の品質鑑定を會得せしむる或は各地の南京米と取寄せて其検査方法を慣れしむるが如しにして適當なる南京米検査人を得れば其鑑定に因り建米に比較して南京米に上下の格附を立て例へば西貢上米は一石に付き建米より若干錢の上格、ベトナム下米若干錢の下格等の差を示して内地米同様に受渡せしむると容易なるべし右の如く米商會所にて南京米を受渡を許さるる處まで於て其南京米なるものは海外の商品なれば賣方よて之を取寄せる手續甚ざりしにして矢張り日本米の受渡しに過ぎざるべしなと云ふ者もあらんかあれども實際に於ては決して然らず今の運輸の便利活潑ある我が東京大坂より見れば英領香港は内地の北陸道よりも近兒とあり仮に今日東京大坂の商人が電信を以て南京米と香港に注文をば荷物は十日前後に來着して越中、越後米を呼ぶよりも却て時日の速きとありと云ふ運輸の便の如くして且近來の實際に於ても毎年何十萬石の輸入あり各地の米商會所は尙や何と苦んで其受渡を許さざるや我輩は失敬ながら之を米商人の小膽新眼の罪と歸せざるを得ざるあり (未完)

官報

○勅令 陸軍省印刷局官制ヲ裁可シ茲之ヲ公布セム
明治十九年四月十五日 內閣總理大臣 伯耆伊藤博文 勅令第十七號

遺傳局官制

第一條 遺傳局長ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ貨幣鑄造ノ事務ヲ掌ル
第二條 遺傳局長ハ職員ヲ置クコト左ノ如ク
事務長、事務次長、技師官、局員、事務長ハ一人、委任一等二等トス大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中全部ノ事務ヲ掌理ス
第三條 事務次長ハ一人委任トシ現任事務長ノ次等以下トス事務長ノ事務ヲ分掌ス
第四條 技師官ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第五條 局員ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第六條 事務長ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第七條 技師官ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第八條 局員ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第九條 事務長ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第十條 局員ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第十一條 事務長ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第十二條 局員ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第十三條 事務長ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第十四條 局員ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第十五條 事務長ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第十六條 局員ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第十七條 事務長ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第十八條 局員ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第十九條 事務長ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス
第二十條 局員ハ事務長ノ指揮監督ヲ承ケ工率ヲ分掌ス

會計検査院官制

第一條 會計検査院ハ政府ノ會計ヲ検査スル爲メニ左ノ職員ヲ置ク
院長、副院長、書記官、検査官、検査官補
第二條 院長ハ一人委任トシ一等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第三條 副院長ハ一人委任トシ二等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第四條 書記官ハ一人委任トシ三等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第五條 検査官ハ一人委任トシ四等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第六條 検査官補ハ一人委任トシ五等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第七條 事務長ハ一人委任トシ六等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第八條 事務次長ハ一人委任トシ七等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第九條 事務員ハ一人委任トシ八等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十一條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十二條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十三條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十四條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十五條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十六條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十七條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十八條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十九條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第二十條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ

第二期劫裁判所

第一條 劫裁判所ハ政府ノ會計ヲ検査スル爲メニ左ノ職員ヲ置ク
院長、副院長、書記官、検査官、検査官補
第二條 院長ハ一人委任トシ一等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第三條 副院長ハ一人委任トシ二等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第四條 書記官ハ一人委任トシ三等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第五條 検査官ハ一人委任トシ四等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第六條 検査官補ハ一人委任トシ五等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第七條 事務長ハ一人委任トシ六等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第八條 事務次長ハ一人委任トシ七等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第九條 事務員ハ一人委任トシ八等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十一條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十二條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十三條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十四條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十五條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十六條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十七條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十八條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十九條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第二十條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ

第二期劫裁判所

第一條 劫裁判所ハ政府ノ會計ヲ検査スル爲メニ左ノ職員ヲ置ク
院長、副院長、書記官、検査官、検査官補
第二條 院長ハ一人委任トシ一等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第三條 副院長ハ一人委任トシ二等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第四條 書記官ハ一人委任トシ三等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第五條 検査官ハ一人委任トシ四等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第六條 検査官補ハ一人委任トシ五等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第七條 事務長ハ一人委任トシ六等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第八條 事務次長ハ一人委任トシ七等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第九條 事務員ハ一人委任トシ八等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十一條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十二條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十三條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十四條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十五條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十六條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十七條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十八條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十九條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第二十條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ

第二期劫裁判所

第一條 劫裁判所ハ政府ノ會計ヲ検査スル爲メニ左ノ職員ヲ置ク
院長、副院長、書記官、検査官、検査官補
第二條 院長ハ一人委任トシ一等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第三條 副院長ハ一人委任トシ二等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第四條 書記官ハ一人委任トシ三等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第五條 検査官ハ一人委任トシ四等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第六條 検査官補ハ一人委任トシ五等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第七條 事務長ハ一人委任トシ六等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第八條 事務次長ハ一人委任トシ七等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第九條 事務員ハ一人委任トシ八等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十一條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十二條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十三條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十四條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十五條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十六條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十七條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十八條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十九條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第二十條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ

第二期劫裁判所

第一條 劫裁判所ハ政府ノ會計ヲ検査スル爲メニ左ノ職員ヲ置ク
院長、副院長、書記官、検査官、検査官補
第二條 院長ハ一人委任トシ一等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第三條 副院長ハ一人委任トシ二等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第四條 書記官ハ一人委任トシ三等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第五條 検査官ハ一人委任トシ四等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第六條 検査官補ハ一人委任トシ五等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第七條 事務長ハ一人委任トシ六等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第八條 事務次長ハ一人委任トシ七等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第九條 事務員ハ一人委任トシ八等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十一條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十二條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十三條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十四條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十五條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十六條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十七條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十八條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第十九條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ
第二十條 事務員補ハ一人委任トシ九等トシ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ